

# 改正業務報酬基準

# 説明会 開催

建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準が改正されました。

国土交通省では、近年、建築物の設計業務及び工事監理業務が多様化・複雑化していることや、発注者の要求水準が高まったこと等に伴い、業務報酬基準の前提としている業務と現状の業務実態に乖離が生じていることを踏まえ、先に実施の調査結果に基づき、建築士が業務に応じた適正な報酬を得ることができるよう、同基準の改正を行いました。

つきましては、同基準の改正内容について建築士をはじめとした関係方面へ広く周知を図るため、参加費無料の説明会を開催いたします。

この機会に多くの方々にご参加いただき、建築士の適正な業務報酬による業務の健全化、良質な建築物の提供に役立てていただきますようご案内申し上げます。

## 講義科目

- ① 建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準の改正内容等について
- ② 改正建築士法の概要（情報提供）

## 松江会場

期日 平成31年 3月15日 金

会場 「くにびきメッセ」601会議室  
(松江市学園南1-2-1)

## 浜田会場

期日 平成31年 3月19日 火

会場 「いわみーる」401研修室  
(浜田市野原町1826-1)

各会場とも 講習 14:00～16:00 (受付 13:30より)

2019年  
告示第98号版

参加費  
無料!

DVD講習

CPD  
認定  
プログラム

主催：(公社)日本建築士会連合会、(一社)島根県建築士会

共催：(公社)日本建築家協会、(一社)日本建築構造技術者協会、(一社)日本建築士事務所協会連合会  
(一社)日本建設業連合会、(一社)日本設備設計事務所協会連合会、(一社)建築設備技術者協会  
(一社)島根県建築士事務所協会

協力：国土交通省

## 受講申込書

申込日 平成31年 月 日

フリガナ 受講者名	建築士会継続能力開発 (CPD) 制度 参加登録番号 (制度に参加されている方のみご記入) 11桁 3 2 0 0 0 0 0 0		
勤務先	名称		
	所在地 〒 (又は自宅住所)		
	TEL番号	<input type="checkbox"/> 勤務先	<input type="checkbox"/> 自宅
	受講票の送信先 FAX番号	<input type="checkbox"/> 勤務先	<input type="checkbox"/> 自宅
希望会場	<input type="checkbox"/> 松江会場 (3月15日)	<input type="checkbox"/> 浜田会場 (3月19日)	

一般社団法人島根県建築士会 宛まで「受講申込書」をFAX 0852-24-3780 または郵送してください。

【申込先】一般社団法人島根県建築士会 〒690-0883 松江市北田町35番地3「建築会館」3階 / TEL 0852-24-2620

【申込期限】平成31年3月5日(火) ただし、各会場とも定員80名になり次第、締め切らせていただきます。